

戸籍に関する情報は
ホームページ上では掲載致しておりません

7月1日
～7月31日



国民健康保険税及び長寿医療制度の保険料 のお支払い方法の変更について

国民健康保険税又は長寿医療制度の保険料を、(本年4月から年金からお支払いいただいている方、又は)本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①及び②のいずれの要件も満たす方は、保健福祉課又は住民税務課の窓口へお申し出いただくことにより、保険税(料)を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

『国民健康保険税の要件』

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方
- ②これからの保険税を口座振替により納めていただける方

『長寿(後期高齢者)医療制度保険料の要件』

- ①国民健康保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ②世帯主又は配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

<お問合せ先>

保健福祉課	保険チーム	22-3041
住民税務課	税務チーム	22-3037
住民生活課		25-2511